

## 同意書【地域計画区域内用】

私が、下記により、〔 ☐ 農地法第4条第1項 / ☐ 農地法第5条第1項 〕の許可を受けてする転用につきましては、関係水路、水利には絶対に迷惑をかけないようにしますので、当該転用に同意願います。

## 記

## 1 転用土地の表示

| 大字  | 字     | 地番    | 地目    | 面積                  |
|-----|-------|-------|-------|---------------------|
| 姫路市 | ..... | ..... | ..... | .....m <sup>2</sup> |
|     | ..... | ..... | ..... | .....m <sup>2</sup> |
|     | ..... | ..... | ..... | .....m <sup>2</sup> |
|     | ..... | ..... | ..... | .....m <sup>2</sup> |
|     | ..... | ..... | ..... | .....m <sup>2</sup> |

## 2 転用目的

.....

年 月 日  
申請人 住所

氏名

印

上記の転用及び地域計画の変更について、次のとおり地域(集落)で協議したところ、

〔 (協議日) (協議場所)  
.....年.....月.....日..... 〕

耕作上支障がないと確認しましたので、異議なく同意します。

年 月 日

水利権者

印

農区総代等

印

\* 地域計画の変更手続きについては、裏面参照

関係農区総代 様

## 地域計画の変更手続きについて（農地転用の場合）

地域計画区域内の農地を転用する場合、事前に地域計画の変更が必要です。

### <地域計画変更に係る農区（地域）の手続き>

#### 1 「協議の場」の開催準備

- ・ 地域計画の変更を協議する日時、場所を【農政総務課 地域計画担当(079-221-2475)】までご連絡ください。
- ・ 協議に必要な資料（様式5-1、様式5-2、地図）を農区総代宛に送付します。

#### 2 「協議の場」の開催

- ・ 農地転用に係る地域計画の変更についてご協議ください。
- ・ 協議の結果、農地転用及び地域計画の変更に同意の場合は、表面の「同意書」※に署名・捺印し、【農地転用申請者】に渡してください。  
※ 同意書は、農地転用の場合と農振除外の場合で様式が異なります
- ・ 協議の結果を【農政総務課 地域計画担当(079-221-2475)】までご連絡ください。

#### 3 地域計画（案）に係る説明会※の実施

- ・ 協議の結果を踏まえ作成した地域計画（案）（様式5-2、地図）を農区総代宛に送付します。
- ・ 地域計画（案）について、関係者の方への説明会※を実施し、了承を得てください。  
※ 説明会は、関係者への回覧でもかまいません。
- ・ 説明会の結果を【農政総務課 地域計画担当(079-221-2475)】までご連絡ください。
- ・ 了承が得られましたら、変更後の地域計画を市において公告した後、農地転用の手続きが農業委員会において開始されます。農業委員会で許可申請書を受付後、この地域計画の変更手続きに1か月以上を要します。地域計画変更後に農地転用の手続きが開始となります。

### <問い合わせ先>

（地域計画について）

姫路市農政総務課 地域計画担当  
TEL (079) 221-2475

（農地転用について）

姫路市農業委員会 農地担当  
TEL (079) 221-2823